

神奈川県環境保全型農業推進運動協定締結団体情報公表事務手続き要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境保全型農業の実践を宣言し、知事と協定を締結した環境保全型農業推進運動協定締結団体の情報を、神奈川県ホームページにおいて公表するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

<表>

用語	定義
協定締結団体	環境保全型農業の実践を宣言し、知事と協定を締結した環境保全型農業推進運動協定締結団体
取組作物	協定締結団体が生産する作物

(ホームページ公表対象となる情報)

第3条 神奈川県ホームページに公表する協定締結団体の情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 団体名（及び代表者名）
- (2) 取組作物（品目名）
- (3) 取組作物の生産地（市町村名）
- (4) その他、協定締結団体が公表を希望する、取組作物の販売方法、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、栽培方法の特徴等、及び関連する写真。

(情報公表の申出)

第4条 神奈川県ホームページに情報の公表を希望する協定締結団体（以下「申出者」という。）は、申出書（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所轄の地域県政総合センター所長（横浜市、川崎市にあたっては横浜川崎地区農政事務所長。以下「所長」という。）を経由して環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に提出するものとする。

- 2 所長は、次の要件に適合する場合、別記様式第3号により農水産部長あてに進達するものとする。
 - (1) 申出書（別記様式第1号）が申出者のものであること

(2) 関係書類（別記様式2号）に記載された前条第1項第1号から第4号の内容が、協議書の内容と相違ないこと

（申出書の受理）

第5条 農水産部長は、公表内容が申出者に関する情報である場合、申出書を受理するものとする。

2 農水産部長は、申出書の情報に関して、必要に応じて調査を行うことができる。

（情報の公表）

第6条 農水産部長は、申出書を受理した場合は、その情報を神奈川県ホームページに公表するものとする。

（情報の変更）

第7条 申出者は、情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申出書（別記様式第4号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所轄の所長を経由して農水産部長に提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

3 農水産部長は、前項の変更申出書を受理した場合、神奈川県ホームページの公表事項を変更するものとする。

（情報の公表辞退）

第8条 申出者は、情報の公表を辞退したい場合、所轄の所長を経由して農水産部長に辞退申出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

（申出者の責務）

第9条 申出者は、公表した情報に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

2 申出者は、公表した情報に関する苦情や問題等が生じた場合、農水産部長に速やかに報告するとともに、申出者自らが改善措置を講ずるものとする。

（情報公表の取り消し）

第10条 農水産部長は、次に掲げる場合、公表を終了することができる。

(1) 申出者が情報の公表辞退を申し出た場合

(2) 申出者が第4条及び第7条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合

- (3) 申出者が協定締結を取り消された場合
- (4) 申出者の協定締結期間が終了した場合
- (5) 申出者が第9条に規定する責務を果たしていない場合
- (6) 申出者が申し出たホームページについて、法令や公序良俗に反する等不適切であることが判明した場合

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業に必要な事項については別に定めることができる。

附則 この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附則 この要領は、平成24年7月11日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月7日から施行する。

附則 この要領は、令和6年9月13日から施行する。